

平成 27 年 9 月 3 日

平成27年登米市議会定例会
9 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	4
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
報告第6号	平成26年度登米市健全化判断比率の報告について	6
報告第7号	平成26年度登米市資金不足比率の報告について	7
報告第8号	放棄した債権の報告について	8
報告第9号	登米市土地開発公社の経営状況について	11
報告第10号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	12
報告第11号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	13
報告第12号	株式会社いしこしの経営状況について	14
議案第97号	平成27年度登米市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第98号	平成27年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第99号	平成27年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第100号	平成27年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第101号	平成27年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第102号	平成27年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第103号	平成27年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第104号	平成27年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第105号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	15

議案第 106 号	登米市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第 107 号	登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第 108 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	22
議案第 109 号	登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	24
議案第 110 号	第二次登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定について	25
議案第 111 号	平成 26 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	26
議案第 112 号	平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	28
議案第 113 号	工事請負契約の締結について	30
認定第 1 号	平成 26 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	31
認定第 2 号	平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第 3 号	平成 26 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第 4 号	平成 26 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第 5 号	平成 26 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	35
認定第 6 号	平成 26 年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第 7 号	平成 26 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第 8 号	平成 26 年度登米市水道事業会計決算認定について	38
認定第 9 号	平成 26 年度登米市病院事業会計決算認定について	39
認定第 10 号	平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	40

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市中田町
氏 名	沼 倉 卓 郎

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市中田町
氏 名	及 川 さよ子

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市豊里町
氏 名	吉 田 たか子

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市南方町
氏 名	佐々木 恵 子

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市津山町
氏 名	須 藤 典 彦

報告第6号

平成26年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施孝尚

(単位：%)

健全化判断比率	平成26年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.85
連結実質赤字比率	—	16.85
実質公債費比率	10.6	25.0
将来負担比率	51.7	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第7号

平成26年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	0.7
老人保健施設事業会計	—
下水道事業特別会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 8 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成 27 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 26 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第 1 号該当 (生活困窮)	32 人	659 件	2,565,442 円	時効 2 年 合計人数の うち実人数 は 19 人
	平成 19 年度	1 人	14 件	48,200 円	
	平成 20 年度	3 人	73 件	291,300 円	
	平成 21 年度	3 人	88 件	342,100 円	
	平成 22 年度	3 人	67 件	248,691 円	
	平成 23 年度	3 人	108 件	418,451 円	
	平成 24 年度	19 人	309 件	1,216,700 円	
計		32 人	659 件	2,565,442 円	

債権放棄年月日：平成 27 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 26 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 2 号該当 (免責)	1 人	5 件	6,957 円	時効 2 年
	平成 24 年度	1 人	5 件	6,957 円	

第5号該当 (行方不明)	37人	107件	311,526円	合計人数のうち実人数は26人	
	平成18年度	1人	1件		3,055円
	平成19年度	2人	16件		80,815円
	平成20年度	3人	14件		48,860円
	平成21年度	1人	9件		27,390円
	平成22年度	2人	6件		14,751円
	平成23年度	15人	38件		93,430円
	平成24年度	11人	19件		37,485円
	平成25年度	2人	4件		5,740円
計	38人	112件	318,483円		

債権放棄年月日：平成27年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	平成26年度の放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
病院事業使用料	第1号該当 (生活困窮)	57人	471件	2,259,320円	時効3年 合計人数のうち実人数は66人
	平成9年度	1人	1件	11,425円	
	平成11年度	1人	2件	156,064円	
	平成14年度	1人	2件	16,438円	
	平成15年度	3人	42件	86,989円	
	平成16年度	3人	73件	112,681円	
	平成17年度	5人	68件	231,088円	
	平成18年度	2人	60件	63,676円	
	平成19年度	7人	68件	917,294円	
	平成20年度	11人	70件	371,902円	
	平成21年度	15人	58件	196,729円	
	平成22年度	4人	18件	54,086円	
	平成23年度	4人	9件	40,948円	
	第5号該当 (行方不明)	43人	147件	2,879,531円	
平成元年度	1人	3件	43,100円		
平成2年度	1人	4件	90,360円		
平成10年度	1人	1件	10,000円		

平成 11 年度	5 人	15 件	63,045 円
平成 12 年度	5 人	11 件	637,317 円
平成 13 年度	2 人	4 件	329,000 円
平成 14 年度	1 人	2 件	135,898 円
平成 15 年度	2 人	5 件	233,373 円
平成 16 年度	1 人	1 件	32,470 円
平成 17 年度	1 人	3 件	187,016 円
平成 19 年度	4 人	8 件	43,348 円
平成 20 年度	9 人	67 件	732,443 円
平成 21 年度	7 人	18 件	283,866 円
平成 22 年度	2 人	2 件	56,090 円
平成 23 年度	1 人	3 件	2,205 円
計	100 人	618 件	5,138,851 円

報告第9号

登米市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

報告第 10 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

報告第 11 号

株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

報告第 12 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

議案第 105 号

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例

登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 13 条」を「一第 13 条の 3」に改める。

第 2 条に次の 4 号を加える。

- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。
 - ア 個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの
- (9) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 10 条の見出し中「利用」を「保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用」に改め、同条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 10 条の 2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用

目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部署又は職員に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第1項第4号及び第5号中「この章」を「この条及び次条」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(9) 特定個人情報ファイルに該当するもの

第3章中第13条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第13条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 特定個人情報ファイルの利用目的

(4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）

(5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法

- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第14条第1項、第25条第1項又は第29条第2項の規定による請求を受理する組織の名称
 - (9) 第25条第1項ただし書又は第29条第2項ただし書に該当するときは、その旨
 - (10) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
 - (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
 - (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が規則で定める数に満たない特定個人情報ファイル
 - (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル
 - (10) 第2条第4号イに係る特定個人情報ファイル
- 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条の3 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第14条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第15条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第16条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第23条第1項中「係る自己情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第25条第1項中「。第29条第1項において同じ」を削り、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定す

る情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 29 条第 1 項中「、自己情報」の次に「（第 25 条第 1 項各号に掲げる自己情報（保有特定個人情報を除く。）に限る。以下この項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中「自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条から第 32 条までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第 25 条第 1 項各号に掲げる自己情報のうち、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 10 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条の 3 の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日）から施行する。ただし、第 2 条に 4 号を加える改正規定（第 9 号に係る部分に限る。）、第 10 条の次に 2 条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第 28 条の次に 1 条を加える改正規定、第 29 条第 3 項の改正規定（「自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条から第 32 条までにおいて同じ。）」を加える改正規定に限る。）及び同条第 1 項の次に 1 項を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 106 号

登米市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の再任用に関する条例（平成 17 年登米市条例第 38 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の再任用に関する条例（平成 17 年登米市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 107 号

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 48 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表地域審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 108 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法第 12 条の 4 第 1 項に規定する住民票の写しの交付の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 3 項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の手数料	500 円	1 通をもって 1 件とする。
--	-------	--------------------

第 2 条 登米市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 3 項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の手数料の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人	800 円	1 通をもって 1 件とする。
--	-------	--------------------

番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の手数料		
---	--	--

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第 109 号

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に
基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
(平成 24 年登米市条例 33 号) の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める
条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
(平成 24 年登米市条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

別表 2 種区域の項中

「

登米市米山町字善王寺石神 68 番、75 番 2、80 番 2 及び 82 番 2

を

」

「

登米市米山町字善王寺石神 68 番、75 番 2、80 番 2 及び 82 番 2

登米市迫町北方字川戸沼 20 番 2、24 番 6、24 番 8、55 番 1、 55 番 2、56 番 1、56 番 3、59 番 1、59 番 2、60 番及び 61 番 2
--

に改める。

登米市迫町佐沼字西館下 77 番 1、77 番 2、81 番 3 及び 82 番 1
--

登米市中田町上沼字境前 14 番 2、15 番 1、16 番 1 及び 16 番 8
--

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 110 号

第二次登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

第二次登米市総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定することについて、登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号）第 12 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

議案第 111 号

平成 26 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 26 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金 2,596,171,656 円を、別紙のとおり処分することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

(別紙)

平成 26 年度 登米市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	6,026,688,017	0	22,899,564	2,596,171,656
議会の議決による 処分額	2,596,171,656	0	0	△2,596,171,656
資本金への組入	2,596,171,656	0	0	△2,596,171,656
処分後残高	8,622,859,673	0	22,899,564	(繰越利益剰余金) 0

議案第 112 号

平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金 140,344,586 円を、別紙のとおり処分することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

(別紙)

平成 26 年度 登米市病院事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	12,918,322,623	262,215,539	△11,690,306,046
議会の議決による 処分額	0	△140,344,586	140,344,586
欠損金への補填	0	△140,344,586	140,344,586
処分後残高	12,918,322,623	121,870,953	(繰越欠損金) △11,549,961,460

議案第 113 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | （仮称）長沼第二工業団地造成工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1, 186, 920, 000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 渡辺土建・佐々重特定建設工事共同企業体
代表者 宮城県登米市迫町佐沼字大綱 399 番地
株式会社 渡辺土建
代表取締役 渡 辺 光 悦
構成員 宮城県登米市迫町北方字古宿 5 番地
株式会社 佐々重
代表取締役 佐々木 重一郎 |

認定第 1 号

平成 26 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

認定第 2 号

平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

認定第3号

平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第4号

平成26年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第5号

平成26年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第6号

平成26年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施孝尚

認定第7号

平成26年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第8号

平成26年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第9号

平成26年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第 10 号

平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚